

## 平塚市環境基本計画の中間見直しの方向性

「平塚市環境基本計画（平成 29 年度～平成 38 年度）」（以降、「現計画」という）は、概ね 5 年で中間見直しを実施することとしており、現計画に基づく事業計画（前期）が、令和 3 年度までとなっていることから、令和 4 年度からの事業計画（後期）に向け、中間見直しに取り組む必要がある。

## 1 社会情勢の変化

現計画策定から現在までの環境分野における社会的な動きは次のとおり。

## (1) 国の動向

- ・気候変動適応法の施行（平成 30 年 12 月 1 日）
- ・菅総理大臣所信表明演説（令和 2 年 10 月 26 日）  
「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す」と宣言
- ・菅総理大臣気候変動サミット出席（令和 3 年 4 月 22 日）  
「2030 年目標を 2013 年度比 46% 排出削減」と表明
- ・地球温暖化対策推進法の改正（令和 3 年 5 月成立）

## (2) 県の動向

- ・かながわプラスチックゼロ宣言（平成 30 年 9 月 4 日）  
「2030 年までのできるだけ早期に捨てられるプラスチックゼロを目指す」と宣言
- ・かながわ気候非常事態宣言（令和 2 年 2 月 7 日）

## (3) 本市の動向

- ・電力の地産地消事業への取組み（平成 30 年 2 月）
- ・生物多様性保全推進事業（平成 30 年度から）  
平塚市生物多様性アクションプラン（仮称）策定へ向けた取組み
- ・平塚市一般廃棄物処理基本計画の改定（令和 3 年 3 月）
- ・ゼロカーボンシティ宣言への検討（令和 3 年 6 月）  
市議会 6 月定例会で「ゼロカーボンシティ宣言を今年度中に行う」旨を市長が答弁

## (4) その他

- ・国連が掲げた SDGs（持続可能な開発目標）への取組みに対する機運の高まり。

## 2 中間見直しに向けた課題

1 の情勢変化を踏まえ、中間見直しの中で特に検討を要する項目として、次の点が挙げられる。

## (1) 気候変動適応策

現計画には、適応策に対する具体的な取組みの記載がないため、盛り込む必要がある。

(2) 二酸化炭素排出量削減目標

国の中期目標に合わせ、変更する必要がある。

(3) 生物多様性の保全

生物多様性アクションプラン策定の時期と重なることから、この考え方や方向性を反映したい。

(4) 平塚市一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月改定された同計画は、環境基本計画の下位計画にあたるが、「3Rから5R」、戸別収集など、その施策を反映したい。

(5) ゼロカーボンシティ宣言

2050年二酸化炭素排出実質ゼロについて、計画に盛り込みたい。

### 3 中間見直しの方向性

1のように現計画策定時から、大きく社会情勢は変化しているが、「めざすべき環境像」や基本方針の変更といった根本から改定するのではなく、2の課題に対応した加筆、修正を行うこととし、それらの課題に関連する事業を重点施策として後期事業計画に位置付ける方向で検討する。また、見直し後の各施策について、SDGsと関連付けた表記についても検討したい。

この考え方を令和2年度第3回平塚市環境審議会(令和3年3月開催)において説明し、御意見を伺ったところ、特に反対はなく、ゼロカーボンシティ宣言については、宣言に向けて環境政策課が中心となって是非進めてほしいとの意見があった。